

“GLOBAL SANTOSH”号英国最高裁判決

2016年5月11日、英国最高裁は“GLOBAL SANTOSH”号事件に関する判決を下した。

本件は、本船が差押え・差止めにあった場合、その差押え・差止めが“傭船者若しくは傭船者の代理人（agents）の個人的な行為・怠慢・過失によるものでない限り、解除されるまで傭船料の支払は中断する”というオフハイヤー条項の解釈に関するものである。重要な論点は、オフハイヤー条項において受荷主や再傭船者が傭船者の代理人と見做されるか否かである。最高裁は、差押えは受荷主・再傭船者が定期傭船者から委任された権利の行使によって行われたものではないことから、彼らは傭船者の代理人ではないとする判決を下した（5人中4人が支持）。

事実

本船“GLOBAL SANTOSH”号は、再傭船者（荷送人）と受荷主間の売買契約に基づき、ナイジェリア向けセメントをスウェーデンにて積載した。揚地での船混のため、本船は着岸するまで2ヶ月以上待機していた。本船の着岸予定の1日前になり、売買契約に基づき受荷主から滞船料（demurrage）を回収すべく、再傭船者は本船を差し押えた。最終的にその紛争は解決され、差押えが解除された後、本船は着岸し貨物の揚荷役を行った。

傭船者は、本船が船混で待機中の期間の傭船料を支払ったものの、差押え期間中の傭船料は支払わなかった。船主は、傭船者の代理人である売主／再傭船者により本船が差し押えられたとして、差押え期間中もオンハイヤーであったと主張した。

判決

最高裁は、控訴審判決を破棄し、本船はオフハイヤーであったとする判決を下した。下請人が積荷役若しくは揚荷役を行っている状況であれば、彼らは定期傭船契約に基づいて委任された業務を行っていることから、下請人は傭船者の代理人と見做されることには異論がなかった。しかしながら、全ての業務が委任された権利の行使と見做されるわけではない。

差押えの理由と再傭船者が担っていた役割には関連性が必要である。本件ではその関連性がないと判断された。定期傭船契約とは全く別の契約である売買契約に基づく権利を行使して滞船料の請求のために本船を差し押えた状況では、再傭船者は傭船者の代理人とは見做されず、それ故に本船はオフハイヤーであるとの判断であった。

反対意見を投じた Clarke 判事は、より広範な見解を示した。差押えは広い意味で揚荷役に起因しており、定期傭船契約上傭船者は揚荷役に責任を負うことから、揚荷役に関連して本船を差し押えた時点で再傭船者は傭船者の代理人であったと考えられ、本船はオンハイヤーであると判断した。

影響

同判決を受け、関係者は、差押えの原因となる事象が第三者による定期傭船者から委任された権利の行使によるものであるかを慎重に検討する必要がある。今後は、傭船者・船主のいずれの責任範囲であるかを考える上で、大雑把なアプローチを行うことはできないであろう。本船がオフハイヤーであるかについての結論を出すにあたり、より詳細な事実の分析を行う必要が生じたと言える。

第三者が定期傭船契約に基づく委任された権利を行使しているかについての不確実性を軽減するためには、組合員は、定期傭船契約のオフハイヤー条項にて、代理人 (agents) と単に記載するのではなく、第三者 (下請人、受荷主、荷送人等) についての広いカテゴリーも明確にカバーするような修正を行うことを検討する必要があるだろう。

本判決は、オフハイヤー条項以外の条項への適用についても影響を及ぼすと考えられるため、定期傭船契約中の「傭船者の代理人」との記載がある他の条項についても、同様に見直すことが賢明と考えられる。

最後に、船主としては、オフハイヤー条項には貨物や荷役に関連した差押えによる時間の喪失はいかなるときもオンハイヤーと明確に規定することを検討することが必要であろう。

以上

Ince & Co. ロンドン事務所 Solicitor Joanne Waters